

港湾法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）

改正案	現行
<p>別表第二（第一条の二関係）</p> <p>一 中ノ瀬航路</p> <p>次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(7)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域</p> <p>(1) 第二海堡灯台（北緯三五度一八分四二秒東経一三九度四四分二九秒）から一一度一五分一一、六五〇メートルの地点</p> <p>(2) 第二海堡灯台から一七度三〇分一一、四七〇メートルの地点</p> <p>(3) 〃</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 第二海堡灯台から一三度三〇分一一、〇六〇メートルの地点</p> <p>二〃十 (略)</p>	<p>別表第二（第一条の二関係）</p> <p>一 中ノ瀬航路</p> <p>次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(6)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域</p> <p>(1) 第二海堡灯台（北緯三五度一八分四二秒東経一三九度四四分二九秒）から一三度三〇分一一、〇六〇メートルの地点</p> <p>(2) 第二海堡灯台から一七度一五分一〇、九七〇メートルの地点</p> <p>(3) 〃</p> <p>(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二〃十 (略)</p>

十一 関門航路

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(36)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域

(1) (6) (略)

(7) 新門司防波堤灯台(北緯三三度五二分二三秒東経一三一度三六秒)から八七度三〇分一五、二五〇メートルの地点

(8) 新門司防波堤灯台から九〇度一四、七七〇メートルの地点

(9) (15) (略)

(16) 門司埼灯台から二一六度四五分三、四〇〇メートルの地点

(17) 砂津防波堤灯台(北緯三三度五三分三七秒東経一三〇度五三分三八秒)から六三度一五分三、六六〇メートルの地点

(18) 砂津防波堤灯台から七三度二、三七〇メートルの地点

(19) 砂津防波堤灯台から七二度一五分一、五四〇メートルの地点

(20) 砂津防波堤灯台から二五度一、〇二〇メートルの地点

十一 関門航路

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(36)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域

(1) (6) (略)

(7) 鷲ヶ巢山三角点(北緯三三度五一分二五秒東経一三〇度五八分四〇秒)から八二度三〇分一八、三六〇メートルの地点

(8) 鷲ヶ巢山三角点から八四度三〇分一七、八二〇メートルの地点

(9) (15) (略)

(16) 巖流島灯台(北緯三三度五六分一秒東経一三〇度五五分五四秒)から六二度一五分九七〇メートルの地点

(17) 山底ノ鼻灯台(北緯三三度五四分五二秒東経一三〇度五五分二四秒)から一四〇度三〇分八六〇メートルの地点

(18) 金ノ弦岬灯台(北緯三三度五四分四〇秒東経一三〇度五四分三九秒)から一五一度一、四三〇メートルの地点

(19) 金ノ弦岬灯台から一八四度一、四七〇メートルの地点

(20) 砂津防波堤灯台(北緯三三度五三分三七秒東経一三〇

(29) (21) (28) (略)

(30) 〇メートルの地点

(31) 砂津防波堤灯台から四二度二、三四〇メートルの地点

(32) 砂津防波堤灯台から五三度三、四二〇メートルの地点

(33) 砂津防波堤灯台から五二度三、七四〇メートルの地点

(34) 門司埼灯台から二三〇度四五分二、九一〇メートルの地点

(35) (36) (略)

十二・十三 (略)

十四 平戸瀬戸航路

次に掲げる地点と順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(14)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域のうち国土交通大臣が定める陸域以外の区域

(1) (6) (略)

(7) 田平港西防波堤灯台(北緯三三度二一分四八秒東経一二九度三四分二七秒)から三一九度七七〇メートルの地

(21) (28) (略)

(29) 西山灯台(北緯三三度五六分一四秒東経一三〇度五三分二九秒)から二一九度七〇〇メートルの地点

(30) 大山ノ鼻灯台(北緯三三度五四分五二秒東経一三〇度五四分一一秒)から一八〇度二五〇メートルの地点

(31) 金ノ弦岬灯台から一八〇度二〇〇メートルの地点

(32) 山底ノ鼻灯台から一八〇度二五〇メートルの地点

(33) 山底ノ鼻灯台から九〇度二二〇メートルの地点

(34) 巖流島灯台から二五度三〇分一、四八〇メートルの地点

(35) (36) (略)

十二・十三 (略)

十四 平戸瀬戸航路

次に掲げる地点と順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(14)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域のうち国土交通大臣が定める陸域以外の区域

(1) (6) (略)

(7) 田平港南防波堤灯台(北緯三三度二一分四二秒東経一二九度三四分三〇秒)から三二一度一五分九六〇メートル

点

(8) 田平港西防波堤灯台から一六〇度四五分三八〇メートル

ルの地点

(9) 田平港西防波堤灯台から一七七度三〇分七四〇メートル

ルの地点

(10) 田平港西防波堤灯台から二〇六度三〇分七三〇メートル

ルの地点

(11) 田平港西防波堤灯台から二〇六度四五分七〇〇メートル

ルの地点

(12) 田平港西防波堤灯台から二三五度一五分四六〇メートル

ルの地点

(13) 田平港西防波堤灯台から三〇一度四五分一、一二〇メ

ートルの地点

(14) (略)

十五・十六 (略)

ルの地点

(8) 田平港南防波堤灯台から一七〇度一八〇メートルの地

点

(9) 田平港南防波堤灯台から一八六度一五分五六〇メートル

ルの地点

(10) 田平港南防波堤灯台から二二一度六三〇メートルの地

点

(11) 田平港南防波堤灯台から二二二度六〇〇メートルの地

点

(12) 田平港南防波堤灯台から二五九度四五分四七〇メートル

ルの地点

(13) 田平港南防波堤灯台から三〇六度一、二八〇メートル

の地点

(14) (略)

十五・十六 (略)